

相模原市青年教室開設要綱

(趣旨)

第1条 相模原市青年教室(以下「教室」という。)は、青年が持っている多様な学習要求に応え、学習と仲間づくりの機会とするとともに、青年団体等の学習活動を奨励することを目的に開設する。

(開設機関)

第2条 教室は、地域の実情に応じた円滑な運営ができるよう、開設機関を各公民館とする。公民館は、館区内に居住する青年が、誰でも教室を開設できるよう開設希望者を公募することを原則とする。

(開設の条件)

第3条 教室の開設は、原則として次の各号を満たすことを条件とする。

- (1) 同一公民館区内に居住する16歳から30歳までの青年で、教室の受講者(以下「教室生」という。)の募集定員を15名以上とすること。
- (2) 20時間以上の継続的な学習計画をもつこと。
- (3) 教室生は、誰でも参加できるよう公募すること。

(開設の方法)

第4条 教室は、市民の自主的な学習活動を保障・促進するため、委託事業として行う。

(教室運営の原則)

第5条 教室は、次の各号に掲げることに留意し、運営すること。

- (1) 学習内容は、継続的に学習が深められるものであることとし、教室生により自主的に、また集団討議により決められること。
- (2) 学習方法は、みんなで話し合い考え合うことを基本とすること。
- (3) 教室の運営は、教室生により自主的に行われること。

(準備委員会)

第6条 開設希望者は、教室を準備する組織(以下「準備委員会」という。)を構成し、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 学習計画(期日、会場、内容等)の作成に関すること。
- (2) 講師、助言者、教材等の決定に関すること。
- (3) 予算の決定に関すること。
- (4) 委託契約の締結に関すること。

(5) 教室生の募集に関すること。

2 準備委員会は、教室の開講時、教室を運営する組織(以下「運営委員会」という。)を構成する。

3 運営委員会が構成された時点で、準備委員会を解散する。

(運営委員会)

第7条 運営委員会は、次に掲げる役割を担うものとする。

(1) 予算の執行に関すること。

(2) 日誌、出席簿の作成及び記入に関すること。

(3) 教室の評価、反省に関すること。

(4) 学習報告書の作成に関すること。

(5) その他教室運営に関すること。

(開設の申請方法)

第8条 準備委員会は、次の各号に掲げる書類を教育委員会に提出するものとする。

(1) 相模原市青年教室開設申込書(第1号様式)

(2) 青年教室学習計画書(第2号様式)

(3) 青年教室収支予算書(第3号様式)

(4) 準備委員会の記録

(委託先)

第9条 教室は、準備委員会に委託する。

(契約の締結)

第10条 教育委員会は、第8条の規定による書類が提出されたときは、当該事業実施の可否を判断し、委託を行う場合は市長と準備委員会の間で委託契約の締結を行う。

(変更届)

第11条 第6条第3項に定める組織の変更にあたっては、運営委員会が代表者等変更届(第4号様式)を市長に提出する。

(委託料)

第12条 教室の委託料は、予算の範囲内とする。

2 委託料の用途については、次に掲げるものとする。ただし、教育委員会が特に必要と認める場合は、この限りではない。

(1) 報償費(講師、助言者、保育士等の謝礼)

(2) 旅費(講師打ち合わせ及び下見等の交通費)

(3) 需用費

ア 消耗品費

イ 食糧費(講師賄)

ウ 印刷製本費

(4) 役務費

(5) 使用料及び貸借料(教材借上料、会場借上料等)

3 委託料の支出にあたっては、運営委員の中から会計を1名、会計監査を1名選出し、厳正に出納管理を行うとともに、第14条に定める収支決算書の提出にあたり、会計監査の承認を得なければならない。

(委託期間)

第13条 委託期間は、委託契約締結日から当該年度の3月末日までの事業実施に必要な期間とする。

(実施報告)

第14条 運営委員会は事業終了後、速やかに市長に次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 青年教室実績報告書(第5号様式)

(2) 青年教室学習報告書(第6号様式)

(3) 青年教室収支決算書(第7号様式)

附 則

この要項は、昭和62年度から施行する。

附 則

この要項は、平成7年度から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。